

# テクノロジー社会における 割賦販売法制の現状と課題

平成31年2月

経済産業省 商務・サービスグループ

商取引監督課

# 決済テクノロジーの進化とFinTech企業の台頭

- ICT技術の進展に伴いFinTech企業の事業展開が拡大。決済分野においても、決済テクノロジーの進化を背景に、異業種からの参入も含め、「業」の垣根を越えて多様な決済主体・サービスが登場。従来型でない少額決済サービスなど、消費者ニーズにきめ細かく対応したサービスが拡大。

## ICT技術の進展

→安価で利便性の高い高付加価値なサービス提供が可能に

スマートフォンの普及  
(平成22年9.7%→平成29年75.1%)

顧客接点の獲得容易化

(出典 平成29年度総務省情報通信利用動向調査)



クラウドサービスの普及  
(平成25年33.0%→平成29年56.9%)

サービス提供コストの低下

(出典 平成30年版総務省情報通信白書)



AI、ビックデータ、  
ブロックチェーン等の新技術

新たな分析・取引記録の技術



NFC端末の普及、  
QRコード、生体認証 etc

多様なインターフェースの登場

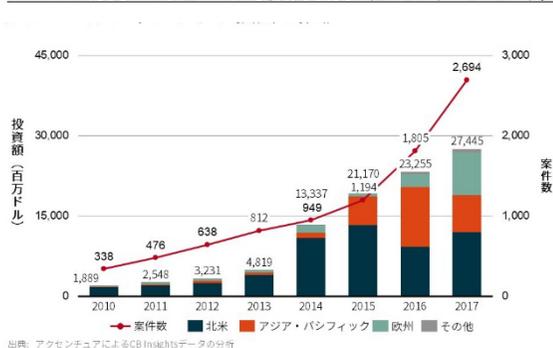


## 決済分野におけるテクノロジーの活用

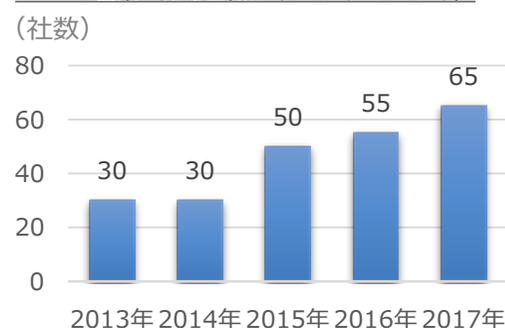
- スマートフォン・アプリやQRコードなど多様なインターフェースを活用した決済サービスの登場
- クラウドの活用やアジャイル型の開発手法などによる安価でスピーディなサービス提供
- AI等新技術を用いた分析による、より質の高いサービスの提供

## FinTech企業の拡大

FinTech分野へのグローバルな投資活動 (2010年~2017年)



FinTech企業の新規起業数 (2013年~2017年)



(出典) FinTech協会提供の概数データより経済産業省作成

## 金融機能×顧客×チャネルの再構築

→利用者目線での金融機能のアンバンドリングとリバンドリングが進んでいる

送金 決済 融資 投資 会計 保険 etc...

## 決済サービス・主体の多様化

FinTech企業の決済サービス

- スマートフォンやインターネットを活用
- UI/UXに優れた利用者目線のサービス
- 多様な消費者ニーズにきめ細かく対応

※UI：ユーザーインターフェース  
UX：ユーザーエクスペリエンス



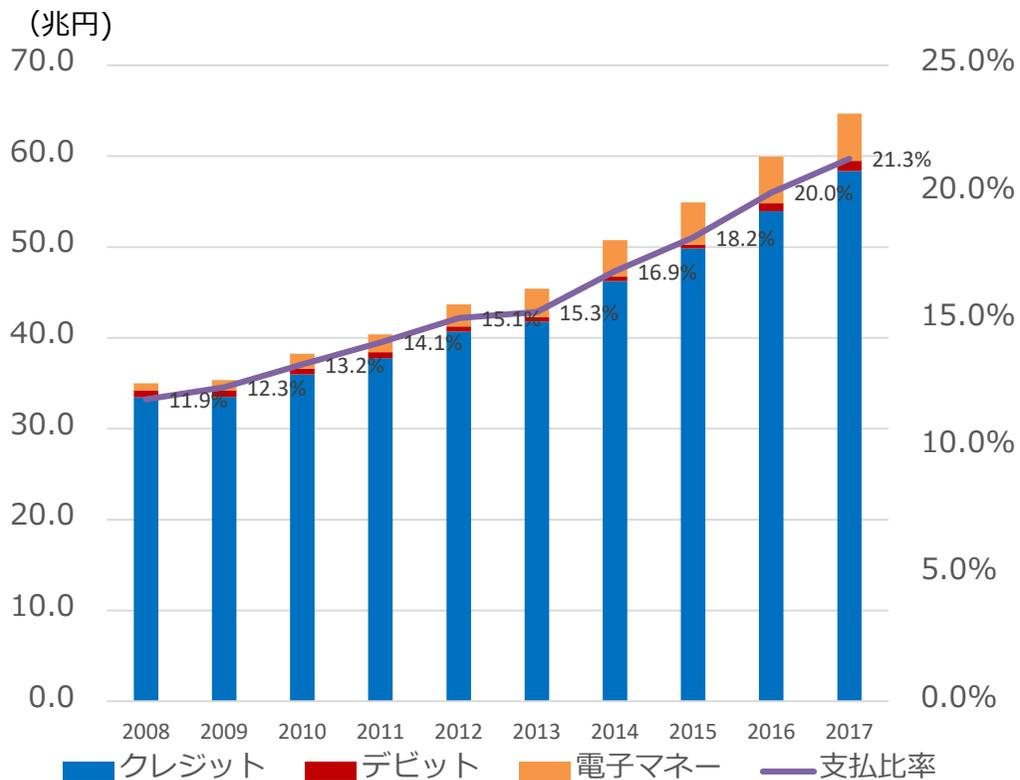
## 異業種からの参入

これまでの流通系事業者や交通系事業者の他、決済分野以外の事業者が「業」の垣根を越え参入

IT SNS  
ECメール 携帯キャリア  
コンビニ 宅配サービス

# (参考) 決済手段の多様化とキャッシュレスの進展

## キャッシュレス支払額と民間最終消費支出に占める比率



(出典) ・内閣府「2017年度国民経済計算年報」民間最終消費支出：名目  
 ・(一社)日本クレジット協会調査(注)2012年までは加盟クレジット会社へのアンケート調査結果を基にした推計値、平成25年以降は指定信用情報機関に登録されている実数値を使用。  
 ・デビット：日本デビットカード推進協議会(J-debitのみ)  
 ・電子マネー：日本銀行「電子マネー計数」

(補足) 金融制度スタディ・グループ第3回資料「キャッシュレス決済に関する指標」では、「銀行口座のうち個人の給与受取口座等からの出金状況を検証すると、5割以上は口座振替・振込により出金されており、現金(キャッシュ)での出金は5割を下回る」とされている。

## 決済手段の分類

		前払い(プリペイド)	即時払い(デビット)	後払い(クレジット)
カード	接触	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブランドプリペイド(VISA, Master, JCB)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Jデビット(銀行)</li> <li>ブランドデビット(VISA, Master, JCB×MUFG, SMFG)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカード(ブランド)×(発行会社)</li> </ul>
	非接触(NEC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子マネー(JR(Suica), 東京メトロ(PASMO), セブン(nanaco), イオン(WAON), 楽天(Edy), ドコモ(iD))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブランドデビット(VISA Pay wave, Master paypass, JCB contactless×MUFG, SMFG)</li> <li>ドコモ(iD)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカード(VISA pay wave, Master paypass, JCB contactless, QUICPay)</li> <li>ドコモ(iD)</li> </ul>
モバイル		<ul style="list-style-type: none"> <li>アップルペイ</li> <li>グーグルペイ</li> <li>楽天Edy</li> <li>ドコモ(iD)</li> <li>JCB(QUICpay)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アップルペイ</li> <li>グーグルペイ</li> <li>ドコモ(iD)</li> <li>JCB(QUICpay)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アップルペイ</li> <li>グーグルペイ</li> <li>楽天</li> <li>ドコモ(iD)</li> <li>JCB(QUICpay)</li> </ul>
	コード方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>LINEpay</li> <li>アリペイ</li> <li>Wechat</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Origami</li> <li>楽天ペイ</li> <li>LINEpay</li> <li>Paypay</li> <li>銀行ペイ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アリペイ</li> <li>Wechat</li> <li>Origami</li> <li>楽天ペイ</li> <li>Paypay</li> <li>アマゾンペイ</li> <li>d払い</li> <li>アリペイ</li> <li>Wechat</li> </ul>
	送金	<ul style="list-style-type: none"> <li>Kyash</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットバンキング</li> </ul>	
生体	顔指手眼声	<ul style="list-style-type: none"> <li>指紋(LIQUID Pay)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顔実証(NEC×SMBC @CEATEC)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>静脈実証(JCB×富士通)</li> <li>虹彩実証(Master×NEC)</li> </ul>

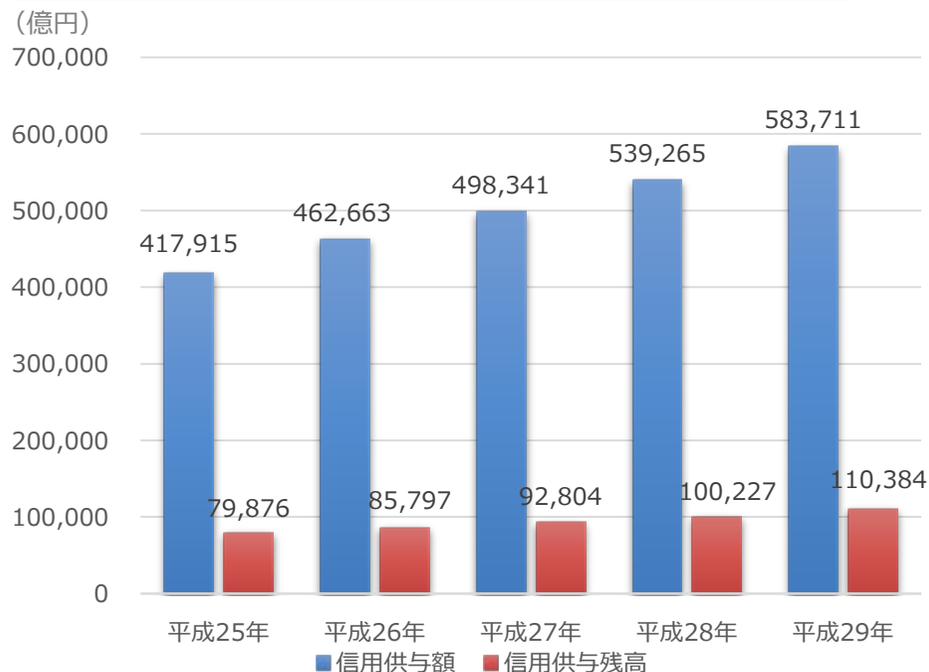
裏に各種カード・口座が紐づくことが多い

(出典) 各社HP情報等を元に経済産業省作成。サービスは例示。

# 包括信用購入あつせん（クレジットカード）の動向①

- クレジットカード決済は堅調に増加傾向にあり、平成29年の信用供与額は58.4兆円(前年比+4.4兆円)。
- 一方包括信用購入あつせん登録事業者は減少傾向にあり平成30年12月末時点で255社（平成26年同月比▲8社）。直近5年間で新規の登録事業者は16社、廃業は22社である。

## クレジットカードショッピングの信用供与額、信用供与残高の推移



(出典) 一般社団法人日本クレジット協会「日本のクレジット統計2017年(平成29年版)」を元に経済産業省作成

包括信用購入あつせん

- =
- ①カード等の付与→購入→立替払い
  - ②2か月を超える後払い又はリボルビング払い

## 包括信用購入あつせん登録事業者数（直近5年間）

時点	登録業者数	新規登録事業者	廃業
平成26年12月末	263	4	2
平成27年12月末	259	2	6
平成28年12月末	257	2	4
平成29年12月末	257	3	3
平成30年12月末	255	5	7
合計	▲8社	16社	22社

## 直近5年間の新規登録事業者

事業者名	
KDDIフィナンシャルサービス	ユーシーカード
バーチャルペイメント	住信SBIネット銀行
ベルソナ	TTクレジット
ワイジェイカード	青森日商連
ジップソリューション	日本住宅ローン
CADA	ローソン銀行
ライフフィナンシャルサービス	Sumicaチェック
トリプルクラウン	きらぼし銀行

## (参考) 直近5年間の前払式支払手段（第三者型）の新規登録事業者の例

事業者名	
LINE Pay	Kyash
ヤフー	Liquid
かんム	メルカリ
インコム・ジャパン	PayPay
楽天Edy	メルペイ

※直近5年間の新規登録事業者は97社  
(金融庁公表資料を元に経済産業省集計)

- 信用供与額は増加しているものの、直近5年間の新規登録業者は16社にとどまり、FinTech企業を含め、必ずしも新規参入は進んでいない。

# 包括信用購入あつせん（クレジットカード）の動向②

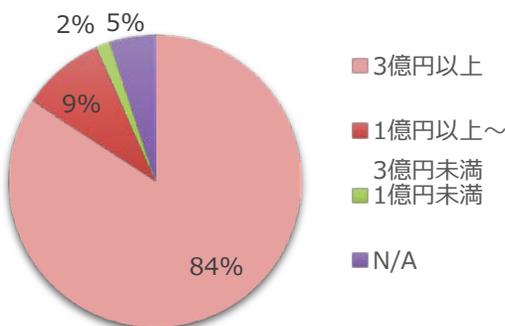
- 資本金額 3 億円以上の企業は、企業数で38%、信用供与残高で84%、クレジットカード発行枚数の割合で少なくとも68%を占め、市場の多くは、大企業が占める産業構造となっている。  
（資本金額 3 億円未満の企業121社の内訳は、銀行系が89社を占め、うち地方金融機関系が85社を占める）
- 企業系統別では、銀行系が59%を占め（うち90%が地方金融機関系）、残りの41%も信販会社等が占める。

①包括信用購入あつせん業者の  
資本金別の割合

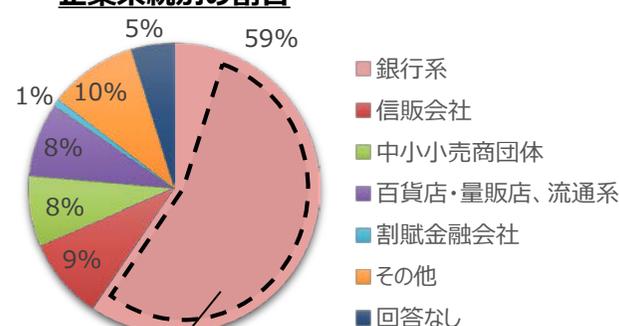


※登録の資本金要件2,000万円以上

②-1資本金別信用供与残高の割合



③包括信用購入あつせん業者の  
企業系統別の割合



うち90.1%は地方金融機関又はそのグループ会社

補足：3億円未満の121社の内訳

企業系統	社数
銀行系（※）	89社
信販会社	12社
中小小売商団体	10社
百貨店・量販店、流通系	3社
その他	7社
総数	121社

（※）  
銀行系89社のうち、85社は地方金融機関又はそのグループ会社

②-2資本金額別クレジットカード  
有効発行枚数の割合



企業	発行枚数	資本金額	平均発行枚数
総発行枚数	2.5億枚	3億円以上	256万枚
上位5社合計	約1億枚	3億円未満	18.1万枚

上位5社合計で約40%を占める。

（出典）①②③

平成30年度商取引適正化・製品安全に係る事業（FATF第4次審査に向けたクレジットカード・商品先物・私設私書箱等関連業界の実効的課税実現可能な取組に関する調査）にて行った包括信用購入あつせん業者向けアンケートの結果をもとに集計。（母数：回答があった242社、基準日：平成30年9月末時点）

①：資本金額について回答があった196社を集計。  
②-1：資本金額について回答があった196社を集計。信用供与残高は指定信用情報機関の統計情報を元に集計（平成30年12月時点）。N/Aは資本金額について回答がなかった事業者及び包括信用購入あつせん事業者以外の信用供与残高の合計。  
②-2：資本金額、有効発行枚数ともに回答があった181社を集計。N/Aは日本クレジット協会公表の日本のクレジット統計2017年（平成29年）版の「クレジットカード契約数」（25,088万件）から181社の合計値を減算した値。

- 大企業が市場の多くを占め、それ以外を中小規模の地方金融機関系などが占める構造。銀行系が中心の産業構造にあり、FinTech企業やいわゆる異業種系などの参入は必ずしも進んでいない。

# 決済方法の多様化

- 従来、クレジットカード決済は、比較的高額なもの（極度額は数十万円）が想定されていたが、テクノロジーの進化により、少額・低リスクな範囲でのサービスの展開が可能となるなど、決済サービス・主体の多様化が進んでいる。
- 他方、割賦販売法では、規模やリスクにかかわらず、一律の規制が課されている。（従来型のビジネスを想定した“重い”規制が画一的に課されている）

## FinTechによる決済サービスの例

与信審査（支払実績、商品の性質、当該事業者が提供する他サービスの利用状況等に着目した信用度評価）

決済を行う事業者

従来のクレジットカードネットワークを利用せず、インターネット等を活用した新しいネットワークで決済

後払

審査・与信

立替払い

物理的なクレジットカードは保持しない



消費者

商品・サービスの購入



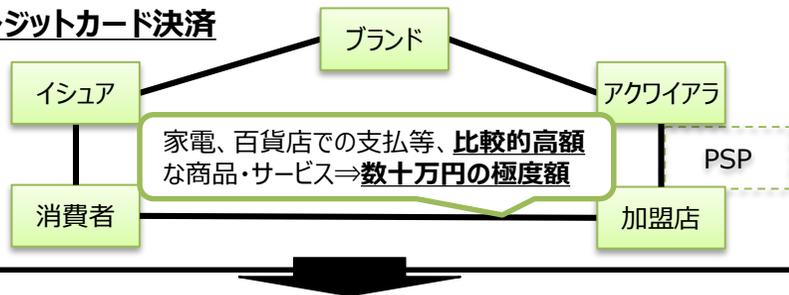
Eコマール事業者  
(加盟店)

趣味、雑貨、衣類、日用品等の比較的**安価**な商品・サービス

従来のクレジットカードとは異なる

**少額・低リスクの決済サービスの出現**

## 従来のクレジットカード決済



**割賦販売法では、事業規模やリスクによらず一律の規制が適用**

該当条文	規制内容
第30条・第30条の2の3	取引条件の表示義務・書面交付義務
第30条の2・第30条の2の2	支払可能見込額調査・これを超える与信禁止
第30条の2第3項	指定情報信用機関の使用義務
第31条	包括信用購入あつせん業者の登録
第33条の2	体制整備、資本要件(2,000万円)等(登録の拒否要件)
その他、苦情処理等の義務（第30条の5の2）、抗弁権の接続（第30条の4）、クレジットカード番号等の適切管理義務（第35条の16）等	

- テクノロジーの進化を背景に決済サービス・主体が多様化する中で、割賦販売法においても、リスクに応じ段階的に柔軟な規制を行う「リスクベース・アプローチ」の考え方を導入するという考え方があるが、この点についてどのように考えるか。特に、少額・低リスクなサービスを提供する事業者には、リスクに応じた相応の規制を課すことについてどのように考えるか。
- この場合、新成年への対応の充実や事後規制の在り方など、セーフティーネットのあり方を検討する必要があるのではないか。

# クレジット分野における与信

- 割賦販売法における支払可能見込額調査では、クレジットカード交付・付与時及び極度額の増額時の調査事項や調査方法（指定信用情報機関の情報の使用義務等）について画一的に規定。
- 他方、既存事業者では、割賦販売法の支払可能見込額調査は行いつつも、別途、技術を活用しつつ膨大な実績データ等に基づきより精緻なスコアリングモデルによる与信審査を行い、これを重要な判断要素としている企業もある。

## 割賦販売法上の過剰与信防止規定の概要（法第30条の2、30条の2の2）

## クレジットカード会社における与信手法の例

$$\text{利用限度額} > \text{包括支払可能見込額} \times 90/100$$

⇒ カード等の交付、付与、極度額の増額の禁止

クレジット債務を支払うために、利用者が現に生活している住宅を奪われず、最低限度の生活を維持でき、債務を持続的に支払可能と見込まれる1年あたりの額。

$$\text{包括支払可能見込額} = \text{年収} (+ \text{預貯金})$$

(利用者からの申告等) (利用者の利益の保護の観点から  
必要な場合に限り調査)

$$- \text{クレジット債務} - \text{生活維持費} \quad (\text{※ その他、「借入」状況を「勘案」})$$

- 自社の債務の支払いの状況
- 指定信用情報機関を使用して取得した信用購入あつせんに係る債務の支払の状況

以下の事実の確認に基づき省令別表第2により算定

- ① 生計を一にする者の合計数
- ② 居住の用に供する建物の所有状況、住宅ローンの有無、住宅の借賃の有無

【省令別表第2：概要】

(単位：万円/年)

利用者と生計を一にする者の合計数	4人世帯以上	3人世帯	2人世帯	1人世帯
持家かつ住宅ローン無／持家無かつ借賃負担無	200	169	136	90
持家かつ住宅ローン有／持家無かつ借賃負担有	240	209	177	116

技術等を活用したスコアリングモデル  
によるより精緻な審査

重要な判断要素としている

### ポイント

過去の膨大な取引データやノウハウをもとに与信モデルを構築。

以下のような情報等により、精緻なスコアリングを実施。

<スコアリング元情報(例)>

- 居住状況、家族構成、職業等の属性情報
- 自社の過去取引振りに関する情報  
(月間使用金額、割賦残高、延滞の状況等)
- 外部信用情報機関から取得した情報  
(残高の状況や延滞情報等)
- 利用金額に占める高リスク加盟店の割合

支払可能見込額調査に基づく調査

※更にその他個別勘案事項を考慮

# 技術を活用した与信手法の進展

- 近時、ビッグデータやAI を活用した与信審査のためのテクノロジーが急速に発達し、国内外において、これら技術を活用した新たな与信審査手法が数多く出現し、与信の精緻化が進んでいる。

## ～レンディング分野における与信審査の例～

### AI・スコアレンディング

 **J.Score** (みずほ、ソフトバンク)

AIを活用して、「**生活**」「**性格**」「**ファイナンス**」などの利用者のさまざまな情報から、**信用力と可能性**（現在の信用力のみならず将来の信用力を推定）をスコア化。

### トランザクションレンディング

 **Rakuten**

楽天市場出店店舗に対して、**市場での売り上げ実績**等を元に融資枠を設定。また、楽天市場楽天カード**売上分からの支払い**とすることで資金管理を厳格化。

### ビッグデータ活用

 **ALTOA** (弥生、オリックス)

会計ソフト「弥生」が持つビッグデータ、「オリックス」が持つ与信ノウハウ、「d.a.t.」のAI技術を活用した与信モデルを通じ、インターネットによるスモールビジネス向け融資サービスを展開。**決算書情報など一時点での静的データではなく、主として日々の仕訳データなどの動的データを活用した与信モデル**を構築。

### 動的データ活用

 **Kabbage** (米国)

**電子商取引でのデータ（ショップの売上・在庫データやサイトのトラフィック、顧客からのレビューなど）**を用いて独自のスコアリングを実施。  
個人ローンにおいても**口座やカード決済状況をモニタリング**して融資するサービス「Karrot」を提供。

(出典) 各社HP情報等を元に作成

## ～新たに登場している与信方法（主として少額決済分野）～

### ポイント

一定点での年収・預貯金等ではなく、取引履歴情報等を元に与信

#### <例1>

- 「**支払能力**」(※1)
  - 「**約束履行力**」(※2)
  - 「**趣味嗜好性**」
- このような蓄積された行動データを元に総合的にスコアリングを行い、最終的に信用ランクを算出

(※1) 過去の購買履歴や支払履歴の情報を元に算出する信用力  
(※2) 支払いまでの日数や出品商品の発送遅延履歴等を元に算出する信用力

#### <例2>

- 「**通信契約の契約年数**」
- 「**料金の不払い**」
- 「**契約状況**」

といった、当該事業者の関連する契約の状況等を元に与信を実施。

#### <例3>

- 「**サービスの利用実績**」
- 「**不正利用リスク値**」(※1)
- 「**商品の換金率や転売の容易さ**」
- 「**商品の特性**」(※2)

などに着目したリスク評価、審査を実施  
(※1) 商品送付先住所情報を元に不正利用のリスクを算出  
(※2) 商品サービスごとに利用者の傾向や効能の客観性等からリスクを算出



- 近時の与信テクノロジーの進展に鑑み、画一的な与信規定によるのではなく、技術に基づく与信イノベーションを促進することで与信における消費者保護をより精緻化することができるのではないか。
- このため、与信審査における技術・ノウハウの活用の視点や、性能規定の考え方を踏まえ、従来の支払可能見込額調査の体系についてどのように考えるべきか。
- また、少額・低リスクな与信ビジネスを行う者に関し、そのリスクに応じてどのような規制のあり方が適切か。

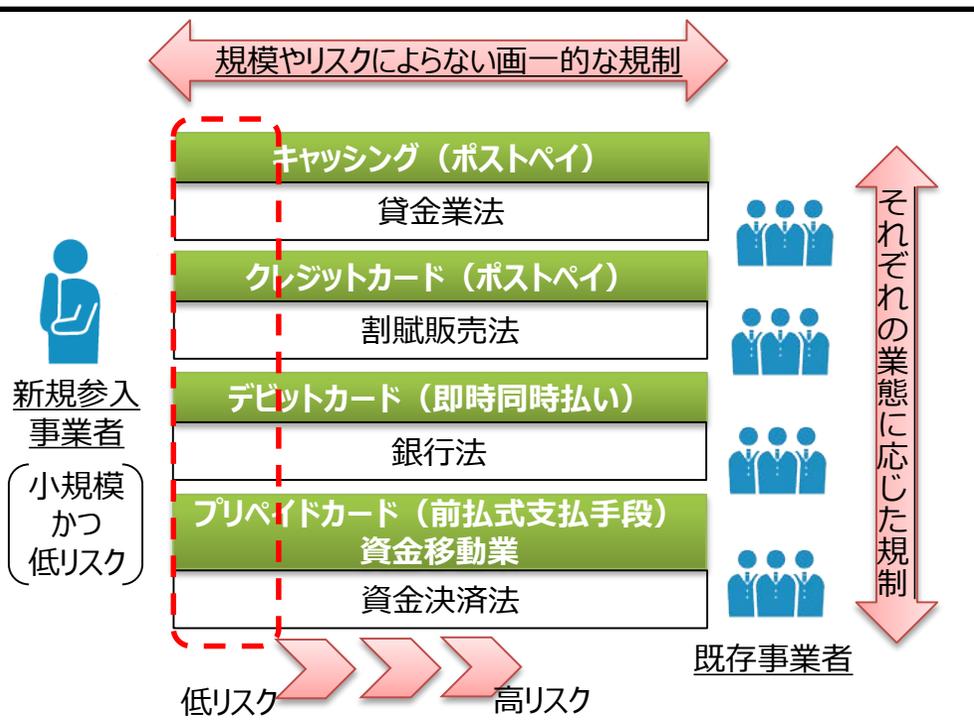
# 商取引決済横断法制

- 平成30年11月に公表された「経済政策の方向性に関する中間整理」において、新規事業者の参入を促進することを目的に、決済分野における法制の見直しについて検討することが求められている。
- 割賦販売法で規制される包括信用購入あつせん業（クレジットカード）等についても、こうした決済横断法制論に対してどのようにアプローチをしていくかを整理することが必要。

## 未来投資会議 経済政策の方向性に関する中間整理（H30/11）

個人・事業者がより便利な条件で金融・商取引サービスが可能となるよう、現在の業態ごとの関連法制を同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制へと見直し、**新規事業者の参入を促進**する。来夏までに、**フィンテック事業者を含む様々な主体が新たなサービスを提供している決済分野等**を中心に、基本的考え方の整理を行う。

### 決済手段と規制法



### 金融制度スタディ・グループでの議論

「決済」分野の検討の概観

- 様々な形態をとる「決済」という機能に対し、それぞれのリスクに応じた規制が、過不足なく適用される法制の整備を検討。
- これを通じて、イノベーションやフィンテック事業者の新規参入を促進していく。

「規制の横断化」のイメージ  
柔軟な「決済」サービス提供の障壁となる規制の縦割構造を解消するとともに、機能・リスクが同一であるにもかかわらず課される規制が異なることによるアービトラージを防ぐ。

「規制の柔構造化」のイメージ  
「決済」サービスの規模や態様によって異なる、利用者の保護等の観点からのリスクに応じた規制を適用する。

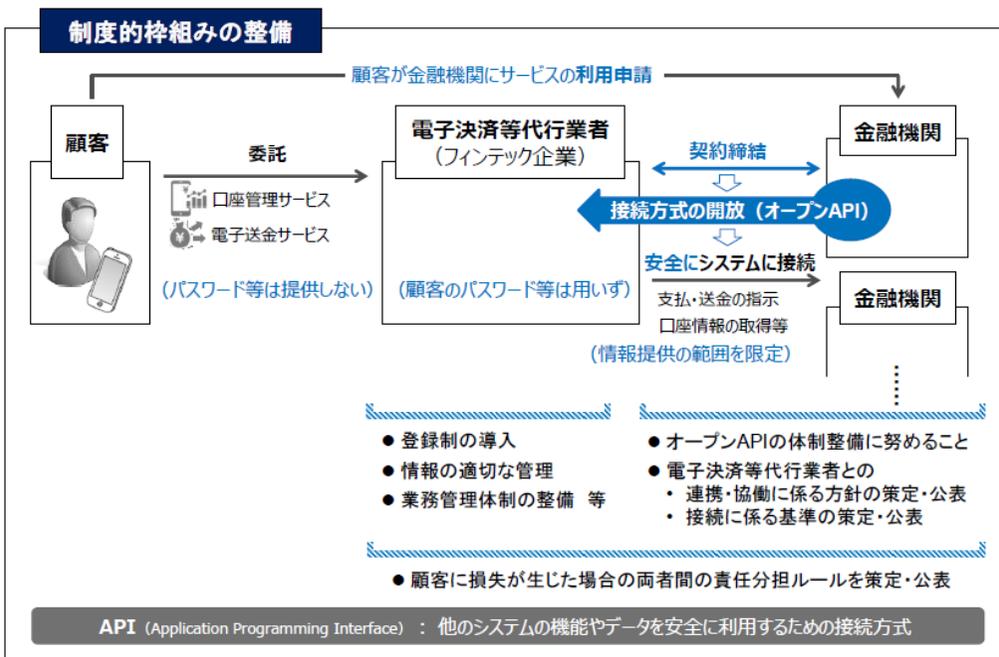
(出典) 金融審議会 金融制度スタディ・グループ第3回会合（平成30年11月9日開催）事務局資料より抜粋

- フィンテック事業者等の新規参入促進という要請に迅速に対応する観点を踏まえ、どのように対応することが適切か。

# 決済情報の利活用① (オープンAPI)

- 決済情報を利活用することで新たなサービスやビジネスの創出が促進されると考えられる中、API開放を促進する動きが進んでいる
- 銀行法分野では、平成30年6月に改正銀行法が施行され、API開放について努力規定化。ほとんどの銀行でオープンAPIの導入が表明されている。
- クレジット業界では、法制的な措置はないものの、キャッシュレス協議会においてイシュー参照系APIの仕様標準化等を進めている

## 銀行法におけるオープンAPIの努力義務規定の枠組み



(資料) 金融審議会第38回総会金融庁提出資料

## クレジット分野におけるオープンAPIに関する取組状況

### API連携検討会 中間とりまとめ (平成29年6月)

○FinTech企業・カード会社のAPI連携のための措置・体制整備、費用負担・収益配分、システム開発といったステップを提示。

### キャッシュレス検討会 (平成30年4月)

○上記中間とりまとめと銀行分野のオープンAPIを参考に、参照系標準仕様の検討を継続実施し、「クレジットカードAPIガイドライン」として同年4月11日に公表。(シンプルな接続設計、セキュリティ、国際規格との整合性等の開発原則やセキュリティ確保・利用者保護など)

### キャッシュレス推進協議会 (平成30年9月～)

○平成30年度は、「電文仕様標準」「契約ひな型」「接続チェックリスト」の3つを策定予定。

- ・電文仕様標準：ISS参照系APIの主要データ項目の定義
- ・契約ひな型：API提供・利用間で事前合意すべき契約の条文体例
- ・接続チェックリスト：API接続の際に双方が対応すべき事項の整理

○今後の取組

- ・FinTech企業・クレジット会社にて、参照系クレジットAPIの活用検討
- ・更新系クレジットAPIのガイドライン策定について継続検討

- クレジット分野においても、オープンイノベーションを推進し、クレジット関連情報と他の情報との掛け合わせ等を通じた新たな付加価値やサービスを積極的に創出していくことを促進すべきではないか。
- このため、クレジットカード会社における積極的なオープンAPI戦略を後押しし、より一層のAPI開放を進めるための方策が必要ではないか。

## (参考) オープンAPIの意義

### オープンAPIの意義

- …FinTech企業が民間企業の保有するデータを活用できるようになることで、様々なサービスが生まれイノベーションが促進される観点から、API連携による接続が重要な鍵を握る…。
- ユーザーの視点からは、例えば個人における家計簿アプリ、企業における会計ソフトのように、カード会社等が保有する自らのデータに自由にアクセスし、活用できるようになることで、日々の生活・活動の利便性向上につながる。
- カード会社にとっても、新規サービスの創出や自らのサービスへの誘導、一定の基準を満たした者が提携先となることによるセキュリティの向上、自社以外のデータの活用、コスト削減等、大きなメリットをもたらす可能性がある。

(資料) クレジットカードデータ利用に係るAPI連携に関する検討会第1回資料より抜粋

### オープンAPIに向けた動き

- オープン・イノベーションの観点からは、FinTech企業等が、銀行等のシステムを共通基盤(プラットフォーム)として活用し、その上で多様なサービスを開発・提供できるようにしていくことが重要との指摘。



- 海外では、こうした観点から、銀行等のシステムの接続口(API: Application Programming Interface)を公開する取組み(オープンAPI)が進められている。

(資料) 未来投資会議構造改革徹底推進会合「第4次産業革命 (Society5.0)・イノベーション会合 (第4時産業革命) (第4回) 金融庁提出資料から抜粋



# RegTech/SupTech

- 英国などを中心として、ICT技術の発展を踏まえ、リーマンショックで急増した金融分野の規制などに情報技術を活用して被規制事業者が効率的に対応する動き（RegTech）や規制を運用する行政が自らの活動を効率化・高度化する動き（SupTech）が生じている。
- 規制対応の効率化・高度化を通じて多くの人により創造性の必要な業務に従事することにより、官民双方のイノベーション力の向上につなげる。

## RegTech/SupTechとは

- **RegTech (Regulation×Technology)**  
事業者による先端技術の活用を通じた効率的かつ効果的な規制対応
- **SupTech (Supervisory×Technology)**  
監督官庁による先端技術の導入を通じた監督・検査業務の効率化・高度化

## 諸外国における取組の状況例

**英国（FCA）における取組事例**

**TechSprints**  
システム開発の専門家が集まり集中的に協働することで技術ソリューションのプロトタイプを構築。  
**（ハッカソン）**

**TechTalks**  
インバティブな技術や優先度の高いユースケース、規制・政策の明確化等について、複数業界による**対話とディスカッション**を行う。

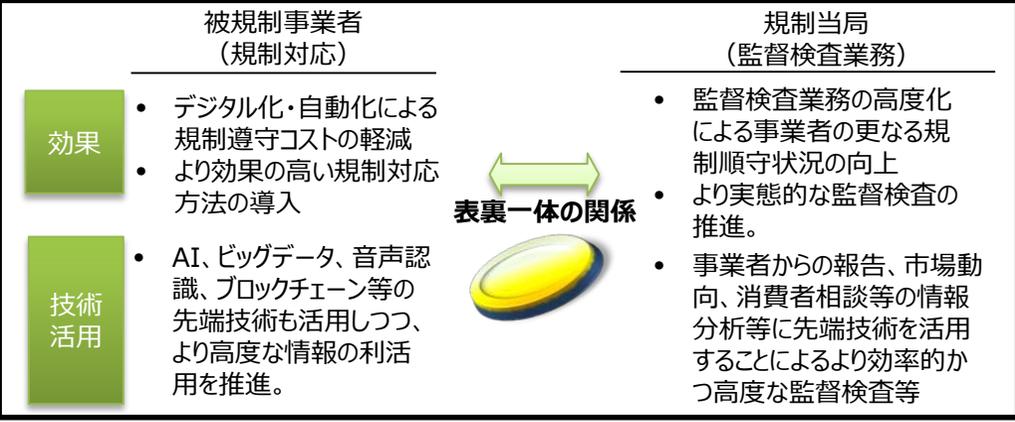
**Accelerators**  
**アクセラレータ**とインキュベータプログラムによって、投資先選定や、企業支援をサポート。

**Trials, Research and Modernisation**  
自然言語処理、チャットボット、ソーシャルメディア分析、機械学習、視覚分析AI等多くの**SupTechソリューションを自ら採用し試行**。

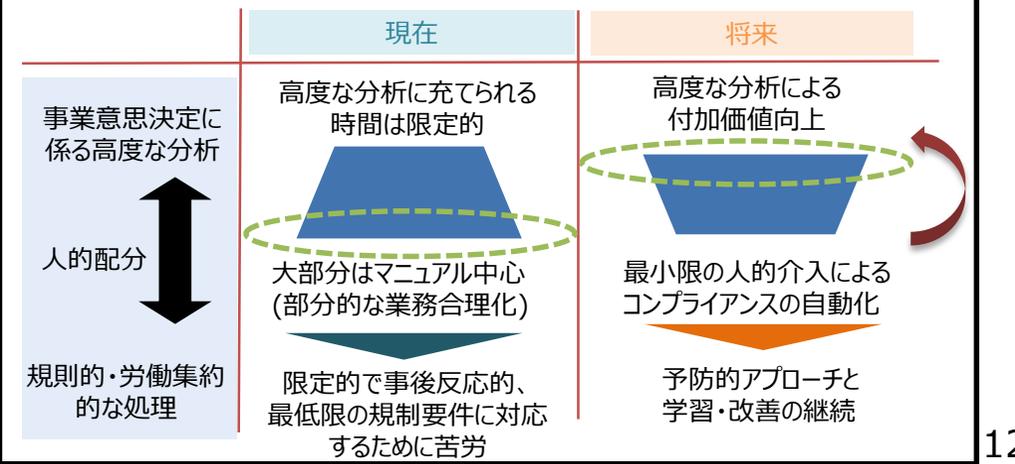
**TechKnow**  
金融イノベーションや新技術について**FCAの職員を鼓舞し、教育**するため、技術思想リーダーを招いて、**定期的なセッション**開催。

**International**  
**国際的に交流し、ベストプラクティスをお互いに共有**。

## RegTech/SupTechによる業務の効率化と高度化



## RegTech/SupTechによる構造変化



# RegTech/SupTech検討会

- こうした背景を受け、経済産業省では、平成30年度に「RegTech/SupTechに係る今後の取組の在り方に関する有識者検討会」を開催。
- 年度末までに3回程度議論を行い、①国内外の政府・民間企業の動向を整理し目指すべき将来像を設定するとともに、② RegTech/SupTechの導入に向けたロードマップの基本枠組みの策定を行う。

## 検討会の議題

### 第1回（平成31年2月14日）

テーマ：**RegTech/SupTechの概念・導入意義の整理、本検討会での検討課題**

- ◆ 開催趣旨
- ◆ RegTech/SupTechを巡る国内外の動向と導入意義
- ◆ 日本の現状課題と検討すべき内容

### 第2回（平成31年3月4日）

テーマ：**短期的・中長期的に目指すべき姿の設定、エコシステムの構築に向けてのアクションプラン**

- ◆ 目指すべき姿の実現に必要な取組み
- ◆ エコシステムの在り方

### 第3回（平成31年3月13日）

テーマ：**来期以降の具体的な取組み、ロードマップの基本枠組みの策定**

- ◆ 事業者（RegTech）／当局（SupTech）の今後の具体的な取組み
- ◆ 日本における推進のあり方
- ◆ RegTech/SupTechに係るロードマップと来年度の取組

## 検討会の構成メンバー

氏名	現職
森川博之	東京大学 工学系研究科 教授
生貝直人	東洋大学 経済学部総合政策学科 准教授
岩田太地	NEC Fintech事業開発室長
梅澤拓	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
落合孝文	渥美坂井法律事務所 弁護士
鬼頭武嗣	株式会社クラウドリアルティ 代表取締役

<オブザーバ>

（敬称略）

- 日本クレジット協会
- 日本商品先物取引協会
- 東京商品取引所

<事務局>

- NTTデータ経営研究所

# 時代の要請を受けた消費者保護の課題 ～成年年齢の引下げと新成年への対応～①

- 成年年齢を20歳から18歳に引下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立。  
(平成30年6月13日成立、平成34年4月1日施行)
- 消費者被害の拡大を防止する施策などの環境整備が必要であるとの指摘から、関係府省庁連絡会議を開催し、総合的かつ効果的な取組みを推進中。  
(第1回平成30年4月16日、第2回平成30年9月3日、第3回以降未定)  
また、当該連絡会議の下に幹事会を設置し、消費者関係施策について参考人からのヒアリング及び意見交換を行っている。
- クレジット分野においては、「クレジット取引における信用供与の健全性確保」として、2018年度以降以降も引き続き必要な対応について業界と議論していくこととしている。

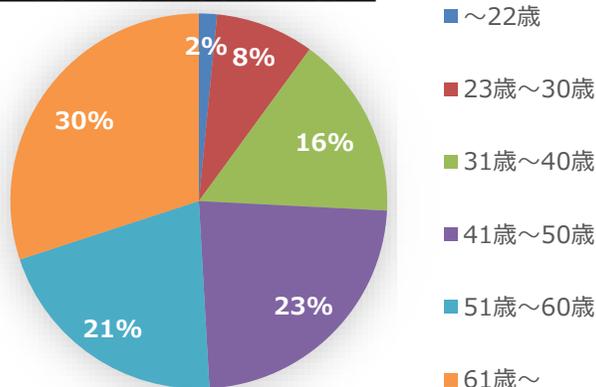
## 工程表

項目名	施策内容	現在までの取組	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
<b>与信審査について</b>						
クレジット取引における信用供与の健全性確保	若年者に対する支払可能見込額の調査を一層適切に行う取組を推進	<p>制度として支払可能見込み額の調査を実施するとともに、クレジット業界により自主的な以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジット教育支援活動の強化（全国400の高校に教材を無料配布，教員向けの勉強会，教育機関への講師派遣等）</li> <li>・消費者への理解促進活動の促進（大学780校にパンフレット配布，啓発キャンペーンの実施等）</li> <li>・未成年者からクレジット契約の申込を受ける場合，当該未成年者の親権者に同意を得ることを求める</li> </ul> <p>日本クレジット協会を通じて、包括クレジット業者254社・個別クレジット業者146社に対し、若年者・未成年者との契約の実態把握のための調査を実施。</p>	若年者に対する支払可能見込額の調査を通じた過剰与信防止措置を適切に行うとともに、普及啓発活動を通じてより一層消費者被害対策を推進。 引き続き、成年年齢引下げに向けた業界の方針・取組状況等を把握のうえ、必要な対応について業界と議論。			

## 時代の要請を受けた消費者保護の課題 ～成年年齢の引下げと新成年への対応～②

- 平成30年4月に経済産業省が日本クレジット協会を通じて実施した未成年者との契約に対する取組に関するアンケートでは、極度額を少額（10万円～30万円）に設定するなどの自主的な取組が行われていることが確認された。
- また、日本クレジット協会においては、自主ルールの策定や学校でのクレジット教育を支援する活動などの取組が行われている。

### クレジットカードの年代別契約数



### クレジットカード会社による取組み

- 与信審査は、通常の成年と同様、定収入の確認と返済能力を調査。
- 加えて、以下の自主的な取組を実施。
  - ①極度額を小額に設定（10～30万円）…約7割
  - ②30万円以下の極度額の特例に関わらず、原則支払可能見込額調査を実施…約6割
- なお、親権者を連帯保証人とする、親権者から同意を得るといった取組も併せて実施している。

（出典）日本クレジット協会による調査

### 日本クレジット協会による取組み

- 割賦販売法に基づく「認定割賦販売協会」として、適切な支払可能見込額調査の徹底など、自主的な取組みに係る規則等（自主ルール）を制定し、会員企業等における遵守を徹底。同時に、未成年者からのクレジット契約の申込時に、親権者の同意を得る旨も定めている。
- クレジット教育支援活動の拡充・強化を進めている。

平成30年4月～平成31年1月までの取組み例

- クレジット教育に係る教材等の提供（全国の高等学校等に案内し、希望のあった約850校に対して無償配布。また、HPからもダウンロード可能）
- 教員向けの勉強会の実施（10地区10会場で開催し、約200名の教員が参加）
- 教育関係機関への講師派遣（23の学校等の教育関係機関に講師を派遣）

### 教材、配布啓発物のイメージ



（出典）日本クレジット協会HP